

令和3年度法務省委託「My じんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報並びにビジネスと人権に関するシンポジウムの広報におけるビジネスと人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載に関する留意事項

ビジネスと人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

以下の人権啓発イベントの採録記事の企画、取材、制作及び掲載手続を行うこと。

(1) ビジネスと人権に関するシンポジウム 令和3年7月29日(木)

ア 訴求対象

国民全般(特に企業関係者)

イ 掲載概要

採録記事及び「My じんけん宣言」プロジェクトの広報

(ア) 掲載時期等: 令和3年9月11日(土)～9月18日(土)

※ 全国紙や経済紙等を想定

※ 掲載媒体のメディアは問わない

(イ) 採録記事: シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事(10段又は同等のスペース)

(ウ) 新聞広報: 「My じんけん宣言」プロジェクト(掲載スペースの面積は自由)

ウ 人権ライブラリー

広報スペースに余裕がある場合は、人権ライブラリーを紹介すること。

<https://www.jinken-library.jp>

(2) その他

ア 法務省の人権シンポジウムが掲載されるのにふさわしい媒体を選択すること。

イ 一人でも多くの国民が接触することができるような媒体を選択すること。

ウ 採録記事については、受注者が、シンポジウムの取材(取材者の手配、写真撮影、録音及び反訳は必ず行うこと)、記事作成等必要な手配を行うこと。反訳データについては、採録対象行事終了後7営業日以内に提出すること。

エ 会場の様子を撮影し、写真画像データ(DVD-R、フラッシュメモリー等)を採録対象行事終了後3営業日以内に提出すること。

オ 原稿の確認に当たっては、事前に当センターに余裕をもって確認依頼をすること。確認依頼する際には記事のワードデータを提出し、記事で使用した部分がマーカーなどで分かるようにした反訳データを添付すること。

カ 特設サイトの構築の想定は不要。

キ 本採録記事の掲載媒体の選定に当たっては、企画書中に閲覧者数の予想数値についても具体的に提示すること。